

イスルーシーズヨガ講座受講規約

講座お申込み前に、必ずお読みください。

第1条 (この規約について)

1. 本規約は、rusierusie養成講座事務局が主催するすべての講座の受講者に適用されます。
2. 受講者は、本規約への同意がない場合には、受講していただくことはできません。
3. 受講者は、本講座の受講料の決済を完了した時点で、本規約に同意したものとみなします。
4. 本規約の内容は、必要に応じて変更することがあり、変更内容はメール、本サイトへの掲載、その他の方法で通知します。変更された場合は、変更後に受講する段階で変更内容に承諾したものとみなし、最新の規約が適用されます。
5. 本規約の他に、申込書や本サイトに受講方法やご注意ください事項が表示されています。これらも実質的には本規約の一部をなすものとします。
6. 受講前には本規約を必ずお読みください。

第2条 (定義)

本規約における用語の定義は、特別の定めがある場合を除き次の通りとします。

- (1) 本規約 イスルーシーズヨガ講座受講規約
- (2) 当事務局 rusierusie養成講座事務局
- (3) 本サイト URL <http://www.rusierusie.com/>
- (4) 本講座 当事務局が主催するすべての講座
- (5) 申込者 決済前の本講座を申し込もうとする方
- (6) 受講者 決済後の本講座を受講される方
- (7) 知的財産権等 特許権、商標権等の産業財産権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定されている権利を含む）等の知的財産権、その他の権利
- (8) 機密情報 個人情報、顧客情報、その他すべての情報
- (9) 反社会的勢力 暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者

第3条 (本講座について)

1. 本講座の目的
伝統的なルーシーダットンに由来するルーシーズヨガの習得及び講師の養成を主目的とし、もって多くの人々の心身の健康増進をはかります。

2. 申込み

本講座の受講申込みは、当事務局が定める所定の方法に従って行うものとします。申込み内容に変更があった場合、当事務局が定める方法により情報の変更を行わなければなりません。変更しないことにより、申込者又は受講者に不利益が生じても当事務局は責任を負いません。

3. 受講契約の成立

本講座の申込書を送付後、受講料の決済が完了した時点で受講契約が成立するものとします。但し、申込み後7日を経過して受講料の決済をしたときは、当事務局の承諾があった場合にのみ、受講契約が成立するものとします。

4. 受講料の額

受講料の額は、講座ごとに、別途定めるものとします。

5. 決済方法

本講座の受講料の決済方法は次に定めるとおりです。

銀行振込（一括支払い）

受講料の全額を、当事務局が指定する銀行口座へお振込み下さい。（振込手数料は支払いをする方のご負担とします。）振込先の銀行口座は、受講申込書に記載してあります。

6. 受講者の責務

受講者は、本講座の趣旨目的にかんがみ、技術の習得に真摯に向き合わなければなりません。また講師養成の観点から自己の体調管理・怪我等に万全を期さなければなりません。

第4条 （講座修了等の要件）

本講座の全カリキュラムを履修の上、所定の要件を満たした方のみ受講修了となります。

第5条 （資格の認定）

1. 講座受講の修了後、試験合格等の当事務局が定める要件を満たした場合にのみ、その資格認定がなされるものとします。
2. 前項の資格認定者のみが、講座名を活動で使用することができます。

第6条 （テキスト到着日以降の解約）

本講座の性質上、テキスト発送日以降の受講者からの解約（受講契約の解除）は認められませんので、解約の申し出をされても受講料の返金は一切いたしません。

第7条 （受講料の返金）

受講者の都合による受講契約の解除については、受講料の返金は一切いたしません。

第8条 （免責）

当事務局は、本規約において明示的に規定されている場合及び悪意重過失のある場合を除き、本講座の遅滞、変更、中断、中止、情報等の流失又は消失、講座中の怪我その他本講座に関連して発生した受講者又は第三者の損害について一切の責任を負わないものとしします。

第9条 (知的財産権等)

本講座及び本サイトに関して生じた知的財産権等（本講座の受講において、受講者が受領したテキストやDVD等の著作物（ノウハウ等を含む。）に関する著作権も含む）は、特に定めのない限り当事務局に帰属します。受講者は、権利侵害をすることのないよう受講方法を守って受講してください。

当事務局の事前の承諾を得ずに、当該著作権を侵害する行為の例（これらに限られない。）。

- (1) 本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為
- (2) 本著作物等の内容を、自己又は第三者の著作物に掲載する行為
- (3) 私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等をして第三者に配布する行為

第10条 (禁止行為)

当事務局は、受講者に対して、本講座の受講にあたり、次の行為を禁止します。

- (1) 本規約に違反する行為
- (2) 虚偽の個人情報を登録する行為
- (3) 法令や条例に違反する行為又は違反するおそれのある行為
- (4) 本講座の内容につき、録音又は録画をする行為
- (5) 当事務局又は第三者の知的財産権等を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (6) 当事務局又は第三者を誹謗中傷し、名誉・信用・肖像権、その他権利を傷つける行為
- (7) 本サイトに対して、ウィルス、ワーム等コンピュータを汚染しまたは破壊する恐れのある情報、ファイル、ソフトウェアを送信する行為
- (8) 他の受講者又は第三者になりすまして本講座を受講する行為
- (9) 本講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、当事務局及び講師に一切の責任を求める行為
- (10) 本講座の目的に合致しない営業活動、営利目的行為、宗教勧誘、その他運営・提供を妨害する行為又は本講座の運営・提供に支障をきたす行為
- (11) 他の受講者、第三者又は当事務局が入力した情報を不正に改竄、もしくは取得する行為
- (12) 当事務局の承諾無く本講座を転用・売却・再販する行為
- (13) その他当事務局が不適切と判断する行為

第11条 (損害賠償等)

1. 受講者は、本規約又は法令に違反し当事務局又は第三者（本講座の講師を含む）に損害を

生じさせた場合は、当事務局又は第三者に対して当該損害賠償金額を支払わなければなりません。

2. 当事務局の損害賠償責任を免責する規定にかかわらず、当事務局が受講者に対して損害賠償責任を負う場合において、当事務局の賠償責任は、受講金額を上限とします。

第12条 (受講の中断、内容の変更、中止)

1. 当事務局は、本講座の運営上必要な設備の設置、運営上の保守作業、又は天災等の不可抗力のために必要であると判断した場合、受講者への事前の通知又は承諾を要せずして、一時的に本講座を中断又は内容の変更をできるものとします。
2. 当事務局がやむを得ないと判断した場合は、受講者への事前の通知又は承諾を要せずして、本講座の一部又は全部を中止できるものとします。
3. 前2項の場合に受講者に生じた損害について、当事務局は責めを負わないものとします。

第13条 (秘密保持)

1. 受講者は、別段の定めがある場合を除き、本講座に関して当事務局から知り得た一切の情報並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報（以下「機密情報」といいます。）を、本講座の目的以外で使用し、又は第三者に公表・漏洩してはならないものとします。
2. 前項の規定によらず、次の各号に定める情報は機密情報に該当しないものとします。
 - (1) 第三者に対する開示について事前に書面による情報開示者の承諾を得た情報。
 - (2) 開示を受けた時、既に公知の情報。
 - (3) 開示を受けた後、情報受領者の責めによらず公知となった情報。
 - (4) 開示を受けた時、既に情報受領者が適法に占有していた情報。
3. 前2項の規定にかかわらず、受講者及び当事務局は、法律、裁判所又は政府機関の強制力を伴う命令、要求または要請に基づき、相手方の機密情報を開示することができるものとします。但し、当該命令、要求または要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければならないものとします。
4. 本条の規定は、受講中だけでなく受講後も効力があります。

第14条 (受講資格の喪失)

1. 当事務局は、受講者が次の各号いずれかに該当すると判断した場合、受講者の受講資格を喪失させることができるものとする。また、喪失後の再受講又は他の講座の受講について制限できるものとする。さらに、損害が発生した場合は別途損害賠償を請求することもあります。なお、資格喪失による受講料の返金は一切致しません。
 - (1) 本規約の禁止行為に違反した場合
 - (2) 受講者の死亡、長期間の行方不明
2. 当事務局が前項の資格喪失を行った場合に、当事務局はその理由を受講者に開示する義務を負わず、また一切の責任を負わないものとします。

第15条 （権利及び地位の譲渡等）

1. 受講者は、本講座の性質上、本講座に関する一切の権利、義務及び地位を譲渡、転貸等処分することはできないものとします。
2. 受講者が受講できない場合（受講者の死亡を除く）において、当事務局の承諾を得て代理の者に受講させることができます。

第16条 （反社会的勢力の排除）

1. 当事務局及び受講者は、現在及び将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとします。
 - (1) 反社会的勢力に該当すること
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を受講していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (7) 自己又は第三者をして暴力的要求、脅迫的言動、法的責任を超えた不当な要求、風説の流布・偽計・威力等による他人の信用毀損・業務妨害を行うこと
2. 当事務局又は受講者は、相手方が前項の表明・保証に違反して、前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、直ちに本講座に関するすべての契約を解除することができるとともに、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

第17条 （管轄裁判所）

当事務局と受講者との間における訴訟は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条 （準拠法等）

1. 本規約の解釈は日本国の法律に準拠するものとします。本規約のいずれかの条項が裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。
2. 本規約の解釈又は定めのない事項について疑義が生じた場合については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。